

第87期 定時株主総会 招集ご通知

■ 議案

<会社提案>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

<株主提案>

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 自己株式の取得の件



Provided by TAKARA Printing

「ネットで招集」で議決権行使が
簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
こちらからも議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただけます。
<https://s.srdb.jp/4549/>

開催日時

2025年6月24日（火曜日）

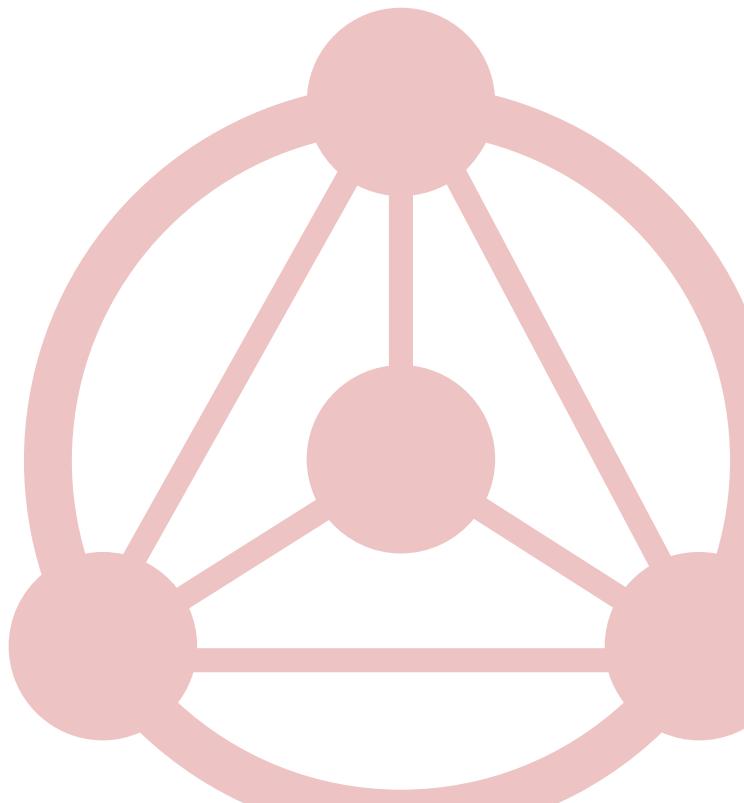
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル2階

「ベルサール八重洲」Room「D+E」



株主の皆様へ



代表執行役社長

納富 継宣

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに当社第87期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、経営理念「ヘルスケアを通じて人々の健康を守ります。」のもと、2030年に成し遂げたい経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」に基づき策定された中期経営計画に沿って、「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つの注力事業分野を中心に重点施策を展開し、グループ全体で持続的な成長と着実な収益性の向上に努めております。

また、2025年4月から始まった新中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）では、海外市場の拡大、製品ポートフォリオの再構築、新製品の開発を基本方針として、重点施策を展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第87期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階「ベルサール八重洲」Room「D+E」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第87期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>議決事項</p> <p><会社提案></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役10名選任の件</p> <p><株主提案></p> <p>第3号議案 定款一部変更の件</p> <p>第4号議案 自己株式の取得の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・新株予約権の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結注記表及び個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事前質問についてのご案内

受付期間

2025年6月2日（月曜日）午前9時～
2025年6月16日（月曜日）午後5時

受付方法

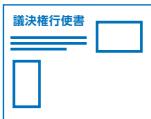
<https://q.srdb.jp/4549/>

本株主総会におきましては、2025年6月16日（月曜日）午後5時まで事前質問の受付をさせていただきます。ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただきますが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

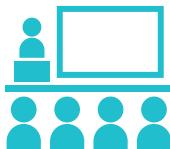
ご質問の受付につきましては、上記サイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

※株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

議決権行使のご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）

午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）

午後5時30分入力完了分まで

【議決権行使書の記入方法のご案内】

第3・4号議案は、株主様からご提案いただいたものです。当社取締役会は、第3・4号議案に**反対**いたします。詳細については、第3号議案および第4号議案の当社取締役会の意見をご参照ください。

【記入例】

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案	第1号議案	第2号議案	
	賛	賛	（但し、 を除外）
	否	否	

当社取締役会は株主提案に反対しております。当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

株主提案	第3号議案	第4号議案
	賛	賛
	否	否

〔その他招集にあたっての決定事項〕

- ・議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ・インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- ・代理人による議決権行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

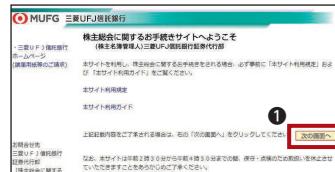
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

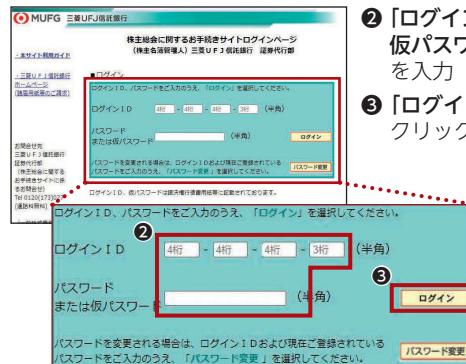
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 1 「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 2 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



スマートフォンやタブレットで
株主総会をもっと身近に！

「ネットで招集」のご案内

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。



ボタン一つで 議決権行使ウェブサイトへアクセス

招集ご通知の内容を「ネットで招集」で確認後、**簡単に議決権行使**できます。



事業報告等の動画をあらかじめ配信

議決権行使のためのご参考として、株主総会当日ご来場いただかなくてもご覧いただけるよう、
例年株主総会でご報告している**事業報告、連結業績の概要等のご説明動画を配信**しています。



Googleカレンダー、Googleマップが連動

簡単にスケジュール登録ができ、目的地までのスムーズなアクセスが可能です。

株主総会参考書類

<ご参考>

「取締役指名基準」

指名委員会は、取締役の指名に際し、次に定めるすべての要件を満たす者の中から当社取締役として相応しい候補者を指名し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定する。

1. 経営感覚に優れ、経営の諸問題に関する高度な見識を有していること
2. 高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
3. 人格に優れ、心身ともに健康であること
4. 社外取締役については、会社経営、法務、会計、医療、行政、コンサルティング、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること及び当社の定める独立性の要件を満たしていること

「社外取締役の独立性に関する基準」

社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者）
3. 当社の主要取引先である者（当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者）
4. 当社から役員報酬以外に、一定額（注1）以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、及びその他の専門家
5. 当社から一定額（注1）を超える寄付または助成を受けている者
6. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）
7. 当社の監査法人に属している者
8. 当社の業務執行者（注2）が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者（注2）
9. 上記2～6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者（注2）
10. 過去3年間において上記2～9の何れかに該当していた者
11. 上記2～10に該当する者が重要な者（注3）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（脚注）

注1：一定額とは、年間10百万円とする。

注2：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注3：重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものです。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社内外の環境変化をふまえた柔軟な働き方の推進、及びより一層の経営効率化を図ることを目的として、定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都台東区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2025年9月16日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。</p> <p>（新設）</p>	<p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>（附則） 第3条（本店の所在地）の変更は、<u>2025年9月16日をもって効力を生ずるものとする。</u>なお、本附則は<u>期日経過後これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の決定にあたり指名委員会は、各取締役候補者において別途指名委員会が定める「取締役指名基準」（社外取締役に 대해서는「社外取締役の独立性に関する基準」を含みます。）の各要件を充足し、取締役候補者としてふさわしい資質を具備しているものと判断いたしました。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性に関する基準」の具体的内容は参考書類「ご参考」に記載しております。また、業務執行に対する監視・監督機能の充実、実効性の強化を図るため社外取締役の比率を過半数としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 担当	企業 経営	グロー バル ビジネ ス	技術・ イノベ ーショ ン	生産・ SCM	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	E S G・サ ステナ ビリテ ィ	資本市 場との 対話
1	再任 納富継宣	代表執行役社長 指名委員会委員 報酬委員会委員	●		●	●				
2	新任 瀬川雄司	執行役 社長室長	●	●	●	●			●	
3	新任 森安よし義	執行役 研究開発統括部長		●	●				●	
4	再任 石井 潔	社外 独立 指名委員会委員長 報酬委員会委員	●		●	●	●			
5	再任 中村 規代実	社外 独立 監査委員会委員長						●	●	
6	再任 藤吉 彰	社外 独立 報酬委員会委員長 指名委員会委員	●	●	●					●
7	再任 まつ松 竹直 喜	社外 独立 監査委員会委員					●	●	●	●
8	新任 うえ植 木理 恵	社外 独立			●			●		
9	新任 きのせ 木野瀬 祐太	社外 独立		●						●
10	新任 とだ 戸田 達 喜	社外 独立					●	●		●

※1. 各取締役に特に期待する専門性・経験等を示しています。

※2. 各取締役の専門性・経験等とは別に、取締役全員がサステナビリティの視点をもって経営に取り組んでいます。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



再任

■ 所有する当社の株式数	12,705 株
■ 在任年数	7 年
■ 取締役会出席状況	22/22 回

候補者
番号

1

のうとみ
納富

つぐのり
継宣

(1958年5月7日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1981年4月	当社入社
2001年5月	当社DUGユニット技術開発部長
2005年10月	当社研究開発統括部生物化学研究所副所長
2009年4月	当社研究開発統括部生物化学研究所長
2009年4月	当社執行役
2011年4月	当社研究開発統括部生物化学第二研究所長
2018年4月	当社研究開発統括部長
2018年6月	当社取締役(現任) 当社常務執行役
2020年4月	当社研究開発統括部長兼生産統括部長
2020年6月	当社専務執行役
2021年4月	当社研究開発統括部長
2021年6月	当社代表執行役社長(現任)

(担当)

指名委員会委員、報酬委員会委員

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

納富継宣氏は、入社以来、当社の競争力の源泉である研究開発に従事し、『品質で信頼され、技術で発展する“EIKEN”』のモットーを実践し、技術者・研究者として当社の事業拡大・企業価値向上に貢献してきました。また、遺伝子検査分野における当社の独自技術であるLAMP法の研究・開発・発展において主導的な役割を担うなど、研究開発の側面から当社の成長戦略、収益力強化を着実に実行してきました。こうした実績・知見・経験を踏まえ、2021年6月からは代表執行役社長に就任し、当社の経営を担い、『EIKEN ROAD MAP 2030』、中期経営計画(2023年3月期～2025年3月期)の策定においては主導的な役割を果たしました。その後も中期経営計画(2023年3月期～2025年3月期)を強力に推進し、当社の企業価値・株主価値向上を実現してきました。

同氏の当社における豊富な経験と卓越したマネジメント力が『EIKEN ROAD MAP 2030』、新中期経営計画(2026年3月期～2028年3月期)を踏まえた当社の事業戦略・成長戦略の実現、並びに企業価値・株主価値の向上に必要であると判断し、同氏を取締役候補者としたしました。



新任

■ 所有する当社の株式数

5,036 株

候補者
番号

2

せ がわ ゆう じ
瀬川 雄司

(1965年11月7日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1990年4月	ソニー株式会社入社
2013年7月	当社入社
2014年6月	当社研究開発統括部生物化学第二研究所第二部長
2020年4月	当社研究開発統括部応用技術研究所長
2022年4月	当社執行役就任 (現任)
2023年4月	当社営業統括部マーケティング室長
2025年4月	当社社長室長 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

瀬川雄司氏は、入社以来、異分野で培ったビジネスに対する考え方や工学エンジニアとしての研究開発手法を取り入れ、当社の生産技術力の向上と製品の基盤技術力の強化に貢献してきました。また、2023年4月からはマーケティング部門の責任者として「EIKEN ROAD MAP 2030」の実現に向けたグローバルマーケティングの推進役として、主導的な役割を果たしてきました。さらに、2026年3月期～2028年3月期における新中期経営計画の策定においては、研究開発とマーケティングの両面から、ロードマップ達成のための新規事業の創出および既存事業の成長戦略の立案において主導的な役割を担いました。同氏の豊富な経験と強力なリーダーシップが、「EIKEN ROAD MAP 2030」、新中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）を踏まえた当社の事業戦略・成長戦略の推進、並びに企業価値・株主価値の向上に必要であると判断し、同氏を取締役候補者としてしました。



新任

■ 所有する当社の株式数

5,036 株

候補者
番号

3

もり
森

やすよし
安義

(1967年7月19日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1995年5月	当社入社
2015年4月	当社研究開発統括部生物化学第二研究所第一部長
2018年4月	当社研究開発統括部生物化学第二研究所長 兼 第一部長
2020年4月	当社研究開発統括部生物化学第二研究所長 兼 第二部長
2021年4月	当社執行役就任 (現任)
2022年4月	当社営業統括部海外事業室長
2023年4月	当社営業統括部海外企画営業室長
2023年6月	当社営業統括部海外企画営業室長 兼 中国事業室長
2025年4月	当社研究開発統括部長 (現任)

重要な兼職の状況

栄研生物科技 (中国) 有限公司董事長

取締役候補者とした理由

森安義氏は、入社以来、当社の競争力の源泉である研究開発に従事し、『品質で信頼され、技術で発展する“EIKEN”』のモットーを実践し、技術者・研究者として当社の事業拡大、企業価値向上に貢献してきました。また、高い語学力・交渉力を活かし、当社のTB (結核)-LAMPのグローバルでの普及・拡大に大きく貢献してきました。2022年4月からは海外事業部門の責任者として、当社の重要な成長戦略の一つである海外事業を担当し、便潜血検査並びにTB (結核)-LAMPの海外市場の開拓・拡大を推進してきました。同氏の当社における豊富な経験で培われた深い知見と、見識、グローバルでのビジネススキルが、「EIKEN ROAD MAP 2030」、新中期経営計画 (2026年3月期～2028年3月期)における当社の事業戦略の実践、並びに企業価値・株主価値の向上に必要であると判断し、同氏を取締役候補者としました。



候補者
番号

4

いし い
石井

きよし
潔 (1952年10月24日生)

再任 **社外** **独立**

■ 所有する当社の株式数

0 株

■ 在任年数

6 年

■ 取締役会出席状況

22/22 回

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1977年 4月	石川島播磨重工業(株) (現(株)IHI) 入社
2005年 4月	同理事 航空宇宙事業本部防衛システム事業部長
2007年 4月	同執行役員 航空宇宙事業本部副本部長兼防衛システム事業部長
2008年 4月	(株)アイ・エイチ・アイ・エアロスペース (現(株)IHIエアロスペース) 常務取締役
2008年 6月	同代表取締役社長
2012年 6月	(株)IHIエアロスペース代表取締役会長 (非常勤)
2012年 6月	明星電気(株)代表取締役社長兼最高経営執行責任者
2013年 6月	(株)IHIエアロスペース取締役 (非常勤)
2016年 6月	明星電気(株)顧問
2018年 7月	(株)IHI顧問
2019年 6月	当社社外取締役 (現任)
2020年 2月	(株)協和精機社外取締役 (現任)

(担当)
指名委員会委員長、報酬委員会委員

重要な兼職の状況

(株)協和精機社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石井潔氏は、航空宇宙事業において長年にわたり企業の経営者として携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経歴を通じて培われた経営に関する高い見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して積極的な助言・勧告を行っております。また、指名委員会委員長として透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした指名委員会の運営方針等の審議に適宜必要な助言を行うことで、経営人事機能の強化に大きく貢献しております。報酬委員会委員としては、具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議において、適宜必要な助言を行うことで経営人事機能の強化に大きく貢献しております。

これらの実績・見識等により独立した客観的な立場の社外取締役として当社取締役会におけるさらなる経営の監視・監督の実効的な強化への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者
番号

5

なかむら
中村

きよみ
規代実

(1968年10月31日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1998年4月 弁護士登録
1998年4月 小野孝男法律事務所（現・弁護士法人小野総合法律事務所）入所
2008年1月 石本哲敏法律事務所パートナー
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2020年6月 日本甜菜製糖(株)社外取締役（現任）
2022年5月 オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー（現任）
(担当)
監査委員会委員長

再任 社外独立

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 在任年数

6年

■ 取締役会出席状況

22/22回

重要な兼職の状況

弁護士（オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー）
日本甜菜製糖(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中村規代実氏は、弁護士であります。同氏は社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、これまで培ってきた法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して助言をいただくとともに、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会委員長として、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会委員長として注視が必要と判断した案件につき、適法性及び妥当性の観点から監査委員会としての協議を行うことで監査機能の維持・強化に大きく貢献しております。これらの実績・見識等により独立した客観的な立場の社外取締役として当社取締役会におけるさらなる経営の監視・監督の実効的な強化への貢献を期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は女性弁護士としてジェンダー問題、ダイバーシティ&インクルージョンに関する造詣も深く、2017年度より2021年3月まで東京弁護士会 性の平等委員会副委員長を務め、2021年4月以降現在同委員会委員として活動しております。



再任 **社外** **独立**

■ 所有する当社の株式数
0 株

■ 在任年数
5 年

■ 取締役会出席状況
22/22 回

候補者
番号

6

ふじ よし
藤吉

あきら
彰 (1954年3月19日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1976年4月 エーザイ(株)入社 研究開発本部配属
1988年8月 同社米国子会社Eisai America, Inc. 出向
1997年4月 同社米国子会社Eisai Research Institute of Boston Inc. 出向
2000年4月 同社研開企画部計画グループ部長
2003年7月 同社広報部IRグループ部長
2006年6月 同社執行役 コーポレートコミュニケーション・IR担当
2009年6月 同社取締役 監査委員
2014年6月 同社顧問
2017年3月 (株)船場社外取締役
2019年10月 Heartseed(株)社外監査役 (現任)
2020年6月 当社社外取締役 (現任)
(担当)
報酬委員会委員長、指名委員会委員

重要な兼職の状況

Heartseed(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤吉彰氏は、大手製薬企業において長年にわたり研究開発、海外事業、IR等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。その経歴を通じて培われた経営、医薬品業界に関する高い見識、投資家との対話経験等に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で経営に関して積極的な助言・勧告を行っております。また、報酬委員会委員長として、具体的な報酬額や役員報酬制度の改定等の審議において、適宜必要な助言を行うことで経営人事機能の強化に大きく貢献しております。指名委員会委員としては、透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした指名委員会の運営方針等の審議に適宜必要な助言を行うことで、経営人事機能の強化に大きく貢献しております。これらの実績・見識等により独立した客観的な立場の社外取締役として当社取締役会におけるさらなる経営の監視・監督の実効的な強化への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者
番号

7

まつ たけ
松竹

なお き
直喜

(1958年6月30日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1987年4月 公認会計士登録
1993年3月 (株)カズ・コーポレーション代表取締役 (現任)
2003年6月 ビーピー・カストロール(株)監査役
2016年3月 同社社外取締役 (監査等委員)
2023年6月 当社社外取締役 (現任)
(担当)
監査委員会委員

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数	0 株
■ 在任年数	2 年
■ 取締役会出席状況	22/22 回

重要な兼職の状況

(株)カズ・コーポレーション代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松竹直喜氏は公認会計士であり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。経営コンサルタントとして、上場会社におけるコーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実に寄与した実績があります。また、監査委員会委員としては、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会委員として注視が必要と判断した案件等につき、適法性及び妥当性の観点から監査委員会としての協議を行うことで監査機能の維持・強化に大きく貢献しております。

これらの実績・見識等により独立した客観的な立場の社外取締役として当社取締役会におけるさらなる経営の監視・監督の実効的な強化への貢献が期待できることから、引き続き候補者いたしました。



候補者
番号

8

う え き
植木 理恵

(1963年12月24日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1988年	第82回医師国家試験 合格
1996年 6月	埼玉県越谷市立越谷市民病院皮膚科医長（公職）
2018年12月	順天堂大学医学部教授（順天堂東京江東高齢者医療センター皮膚科）
2024年 4月	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター副院長・診療部長（現任）

新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

0 株

重要な兼職の状況

順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター副院長・診療部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植木理恵氏は、医師であります。同氏は会社の経営に関与したことはないものの、これまでの経歴を通じて培ってきた医師としての専門的かつ高度な知識・見識と豊富な経験に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場で助言をいただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。



新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

0 株

候補者
番号

9

きのせ ゆう た
木野瀬 祐太 (1980年10月14日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

2005年 4月	株式会社野村総合研究所入社
2006年10月	株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社
2011年 8月	きずなキャピタルパートナーズ株式会社入社
2014年 5月	きずなキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長
2017年 5月	株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ代表取締役社長 (現任)
2024年 6月	株式会社ホギメディカル社外取締役

重要な兼職の状況

株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木野瀬祐太氏は、投資会社において長年にわたり経営者として携わり、企業投資に関する専門的かつ豊富な知識・ビジネス経験を有しております。その経歴を通じて培われた高い見識に基づき、当社の取締役会において、資本市場目線・株主目線で当社の取り組みを評価・監督を行い、当社の企業価値向上・株主価値向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。



新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

0 株

候補者
番号

10

とだ たつき
戸田 達喜

(1971年7月9日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1995年4月	株式会社三和銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行）入行
2006年1月	株式会社エス・オー・ダブリュー入社
2012年2月	株式会社S.O.Wウィズ代表取締役
2013年8月	株式会社コミュニティネット管理部部長
2014年6月	株式会社コミュニティネット専務取締役
2016年1月	平川商事株式会社財務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

平川商事株式会社財務執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

戸田達喜氏は、銀行での勤務経験のほか、事業会社において経営管理、財務・ファイナンスおよび海外事業投資に携わり、幅広い知識・経験を有しております。その経歴を通じて培われた高い見識に基づき、当社の取締役会において、資本市場目線・株主目線で当社の取り組みを評価・監督を行い、当社の企業価値向上・株主価値向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、4氏が取締役にも再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者の独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
 - ② 社外取締役候補者は、取締役としての報酬を除き、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族関係はありません。
5. 責任限定契約の内容の概要について
- 当社は、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。4氏が取締役に再任された場合、当社は4氏と責任限定契約を継続する予定であります。また、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 当該規定に基づく損害賠償の限定額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
- 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等が業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、いずれの取締役も本保険の被保険者となる予定であります。本保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

株主提案（第3号議案から第4号議案まで）

第3号議案及び第4号議案はAVI JAPAN OPPORTUNITY PLCからのご提案によるものであります。各議案の議案名、提案の内容及び提案の理由は、形式的な修正を除いて提出された書面の原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主提案の第3号および第4号議案のいずれの議案にも反対いたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 議案の要領

定款第39条第3項を削除する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

なお、本議案は、第4号議案「自己株式の取得の件」に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

（変更の内容）

変更の内容は以下のとおり。

（下線は変更部分を示す。）

現行定款	変更案
<p>（剰余金の配当等）</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。</p> <p>3. 当社は、<u>会社法459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定め</u>ない。</p>	<p>（剰余金の配当等）</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行なう。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

2. 提案の理由

会社法上は剰余金の配当等の決定権限は株主総会にあることが原則であるところ（会社法454条1項）、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定権限を取締役に専属的に付与しています。これは、当社取締役会が株主の意思を適切に理解し、配当政策に反映させる重要な機会を失わせるものです。

また、2023年7月から2024年6月までに行われた株主総会に関する調査（商事法務研究会編「株主総会白書2024年版」商事法務2376号43頁以下）によれば、回答上場会社1,902社のうち、取締役会に剰余金の処分権限を専属させている会社は233社（12.3%）に過ぎないとのことであり、剰余金の処分について株主総会決議によることを排除する旨の規定を設けている上場企業は全体の八分の一と、ごく稀です。

これらの点に鑑みつつ、同時に、当社取締役会が危機管理時などにおいて資本政策の機動性にも配慮できるよう、現行定款第39条第3項「当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。」を削除することを提案します。これにより、定款変更後は、株主総会と取締役会の双方において、剰余金の配当等の決定権限が併存することとなりますので、株主の意思の反映及び資本政策の機動性の双方に配慮した規定となります。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第3号議案に**反対**いたします。

本株主提案は、剰余金の配当等の決定について、株主総会の決議によって定めることができるように定款変更を求めるものですが、当社は剰余金の配当等に関して、キャピタルアロケーション等を考慮したうえで経営方針・経営戦略と併せて検討、決定されるべき事項であると考えており、事業の詳細や各事業をとりまく競争環境について深く理解している業務執行取締役を含めた取締役会が配当額を機動的に決定することが、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上に資すると考え、株主総会ではなく、取締役会の決議により決定を与えるようにしております。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。上記方針を踏まえ連結配当性向30%以上の配当を目標としておりましたが、さらなる株主還元強化及びさらなる資本効率の向上を目的として、2026年3月期以降は株主還元方針について総還元性向50%以上を目安とすることを決定し、事業成長に応じ、還元額を増加させることをより明確にしております。また、2024年10月31日には、資本政策の一環としての資本効率の向上及び株主還元強化のため200万株、50億円を上限とした自己株式の取得を公表するなど剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上の観点から適切かつ機動的に取締役会で決定してまいりました。

本株主提案の提案の理由について株主提案者は、会社法上は剰余金の決定権限は株主総会にあることが原則であり、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定機関を取締役に専属的に付与していると主張しておりますが、2002年に「委員会等設置会社」（2014年に現在の「指名委員会等設置会社」に名称変更されております。）が導入された当初、社外取締役の増員によるモニタリング型の取締役会（モニタリングボード）の普及を指向するとともに、株主総会と取締役会の権限配分の在り方について取締役会への権限移譲を進めることの議論が進められていたことに鑑みれば、指名委員会等設置会社として取締役8名のうち過半数の5名が独立社外取締役で構成される当社において、剰余金の配当等の決定を取締役に授権することで、機動的に決定可能となる規程を設けることは会社法が目指す指名委員会等設置会社の在り方と整合的な取り組みであると考えております。

また、経済産業省の「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」において、指名委員会等設置会社における取締役候補者の最終決定権限の見直しなどを通じて、モニタリングボードの普及を図ろうとする動きがみられる中、独立社外取締役の比率や機関設計を考慮することなく、一律に剰余金の配当等の決定について取締役会に専属させることを否定的に捉えることは、モニタリングボードの普及・定着を諮り、実効的なコーポレート・ガバナンスの強化を目指す昨今の潮流を妨げる恐れがあると考えられます。

以上から**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

第4号議案 自己株式の取得の件

1. 議案の要領

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数1,700,000株、取得価額総額30億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社は、「EIKENグループは、人々の健康を守るために、検査のパイオニアとしてお客様に信頼される製品・サービスを提供し、企業価値の向上を図ります」との経営ビジョンを掲げています。2020年に世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症に対しては、当社は2020年4月に新型コロナウイルス検出試薬を発売し、同年9月には月産50万テスト分もの安定的な供給体制を整備するなど、新型コロナウイルス感染症対策に貢献しました。こうした企業努力もあって、2022年3月期には営業利益83.9億円と過去最高を記録しました。

もっとも、2022年4月に発表した中期経営計画（2023年3月期－2025年3月期）では、2025年3月期の営業利益目標を62.5億円と設定していたところ、足元の業績予想では32.1億円を見込んでおり、当初計画のおよそ半分の営業利益額しか実現できない着地想定となっています。特に2024年10月31日付の当社開示では、主要製品である便潜血検査用試薬の欧州における入札前の買い控えや在庫調整などを理由に、営業利益の通期予想を56.6億円から32.1億円と大幅な下方修正（-43%）を行ったことから、発表後の3日間で株価が実に-11%も下落しました。投資家に対する総合的なリターンを示す指標であるTSR（株主総利回り）で見ても、2025年3月末時点において、3年リターンが当社株式+43%に対してTOPIX+47%、5年リターンが当社株式+31%に対してTOPIX+113%と、中長期的にみてベンチマークを大きく下回っています。

こうした状況を打開し、当社が中長期にわたり企業価値を持続的に成長するに当たって、従業員への還元や研究開発・能力増強投資、既存事業への投資といった事業成長投資の実施は、経営において最も重要な事項の一つです。そして、こうした事業投資を行った上で残余が生じる場合には、機動的に株主還元を行い資本効率を高めることが適切です。当社の事業状況並びに財務状況は十分に健全な水準にあり、有利子負債残高が現金及び預金額を下回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあります。当社では必要な事業成長投資を行った上で余剰な現預金が残っており、仮に当社が機動的なM&Aなどの選択肢を考慮する場合であっても、現在の79億円の手元現預金および、有利子負債の調達余力で十分に事足りると考えられます。そのため、提案者は、当社が自己株式取得を行うことによって資本効率を向上し、企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の向上を実現することが可能と考えています。

以上のことから、提案者は、当社において、本定時株主総会の終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数1,700,000株、取得価格の総額金30億円を限度とする自己株式の取得を実施することを提案します。

以上

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第4号議案に**反対**いたします。

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現するためには設備投資や研究開発・技術獲得といった成長投資、及び手元運営資金、株主還元バランスよく資金配分することが極めて重要であると考えており、2025年5月13日に開示いたしました新中期経営計画においても、当社の持続的な企業価値の向上に向け、借入を活用しつつも、積極的な投資戦略と継続的な株主還元強化の両立を図ったキャッシュアロケーションを策定・開示しております。

当社は、このような方針のもと、中長期的な当社の経営戦略や経営環境を踏まえ、中間・期末配当のほか、機動的な自社株買いを実施し、株主還元の強化及び資本効率の向上を図っており、2024年10月31日には、同年11月1日から2025年7月31日を取得期間とする200万株、50億円を上限とした自社株式の取得を公表しております。

一方で、本株主提案は、上記の自社株式の取得に加え、新たに170万株、30億円を限度とする自社株式の取得を、定時株主総会の終結から1年以内に行うことを求めるものですが、自己株式の取得を実行しようとすれば、当社が中期経営計画に基づいて行う今後の投資活動の機動性が一定程度損なわれ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値を毀損する恐れがあると考えられます。

以上から**当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内外の経済は、依然として資源価格の高騰や地政学的リスク、主要国の金融政策等の影響を受け、不安定な状況のまま推移しました。

臨床検査業界においては医療費抑制策と円安や原油高による物流及び原材料調達などのコスト上昇の継続により経営環境は一層厳しさを増しております。各企業には一層のコスト競争力の強化と、戦略的な海外市場への展開が求められております。

このような経営環境の下、当社グループは経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」に基づき策定された中期経営計画に沿って、「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つの注力事業分野を中心に重点施策を展開し、グループ全体で持続的な成長と着実な収益性の向上に努めております。

また、世界の人々の健康を守る企業として「医療」の課題、そして「環境」・「社会」・「ガバナンス」の課題にも積極的に取り組み、さらなる企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指しております。

当連結会計年度の売上高は、国内においては前年並みの水準で推移し、一方、海外の販売が堅調に推移したことにより、40,539百万円（前期比1.2%増）となりました。なお、当社の業績予想に対しては0.8%増になりました。全体としては、国内外ともに安定した売上を維持する結果となりました。

製品ごとの売上高では、微生物検査用試薬は、迅速診断キットが売上を伸ばし、4,501百万円（同4.4%増）となりました。尿検査用試薬は、国内外で堅調に推移し、4,620百万円（同5.0%増）となりました。免疫血清検査用試薬は、海外向けの便潜血検査用試薬の売上が増加し、また、東ソー株式会社から導入・販売している製品が堅調に推移し、22,540百万円（同3.8%増）となりました。生化学検査用試薬は573百万円（同0.4%減）、器具・食品環境関連培地は1,960百万円（同0.1%減）となりました。その他（医療機器・遺伝子関連等）につきましては、医療機器の売上と新型コロナウイルス検出試薬の売上及びLAMP法の特許料収入が大幅に減少し、6,342百万円（同10.5%減）となりました。なお、海外向け売上高は、尿検査用試薬および便潜血検査用試薬の売上が伸び、10,710百万円（同5.9%増）となりました。

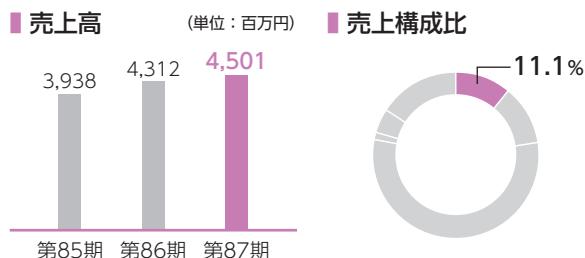
利益面では、高利益品目である新型コロナウイルス検出試薬の売上及びLAMP法の特許料収入の減少など売上構成の変化により、営業利益は2,999百万円（同11.2%減）、経常利益は3,198百万円（同10.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,228百万円（同15.4%減）となりました。

製品種類別売上高

微生物検査用試薬



売上高 **4,501**百万円 (前期比4.4%増)

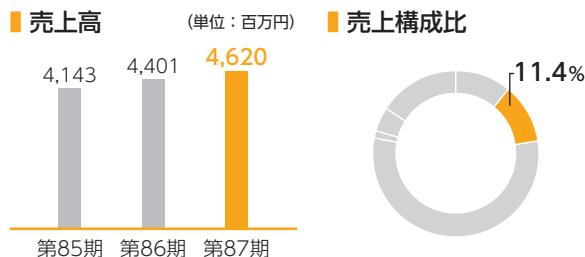


細菌検査用培地、迅速検査用試薬及び薬剤感受性検査用試薬など、微生物感染症の診断・治療に有用な各種検査用試薬

尿検査用試薬



売上高 **4,620**百万円 (前期比5.0%増)

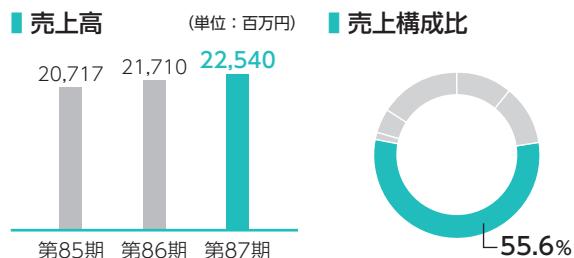


尿中のウロビリノーゲン、潜血、たんぱく質、ブドウ糖など、多項目の検査が行える尿検査用試験紙など、各種検査用試薬

免疫血清検査用試薬



売上高 **22,540**百万円 (前期比3.8%増)

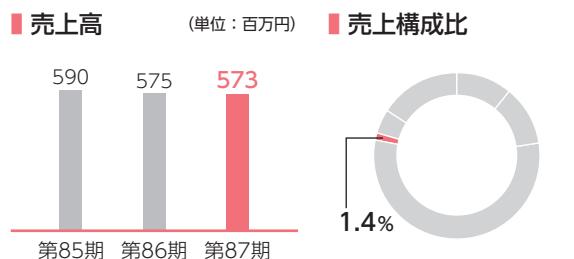


大腸がん検診に使用する便潜血検査用試薬をはじめ、感染症やリウマチの診断、ホルモンの測定、胃がんリスク層別化検査（ABC分類）などに使用する各種検査試薬

生化学検査用試薬



売上高 **573**百万円 (前期比0.4%減)

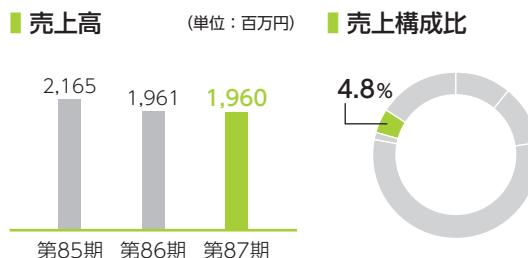


生活習慣病との関連性が注目されている検査項目を中心に、血清や尿中の成分を測定する自動分析装置に対応する各種検査用試薬

器具・食品環境関連培地

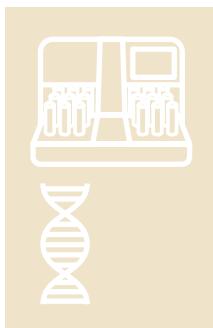


売上高 **1,960**百万円 (前期比0.1%減)

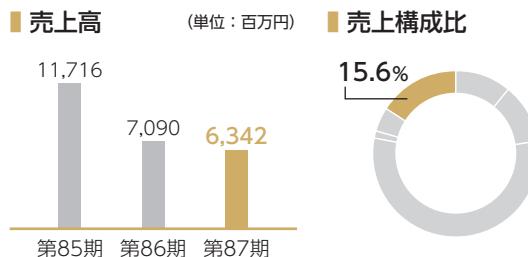


食中毒原因微生物の検査など食品微生物検査用試薬、作業環境の汚染実態などを把握できる環境微生物検査用試薬及び検査用器具・器材

医療機器・遺伝子関連等



売上高 **6,342**百万円 (前期比10.5%減)



各種自動分析装置及び当社独自技術LAMP法を用いた、医療、食品、環境など幅広い分野に展開する遺伝子検査関連製品

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、7,699百万円であります。

主な設備投資は、野木新生産棟に5,402百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、総額8,600百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末における借入の実行残高はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

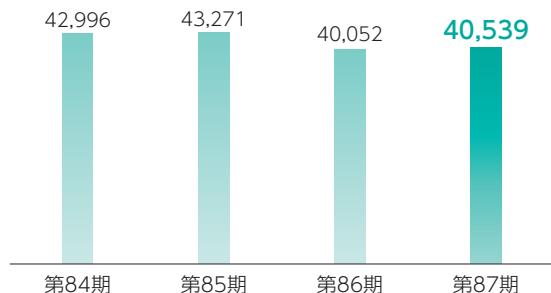
		第84期 (2022年3月期)	第85期 (2023年3月期)	第86期 (2024年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	42,996	43,271	40,052	40,539
経常利益	(百万円)	8,508	7,568	3,568	3,198
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,218	5,736	2,634	2,228
1株当たり当期純利益	(円)	168.28	155.17	71.69	64.82
総資産	(百万円)	62,512	66,275	61,651	62,372
純資産	(百万円)	45,803	49,535	45,971	43,598

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)に基づいて算出しております。

業績ハイライト

売上高

(単位：百万円)



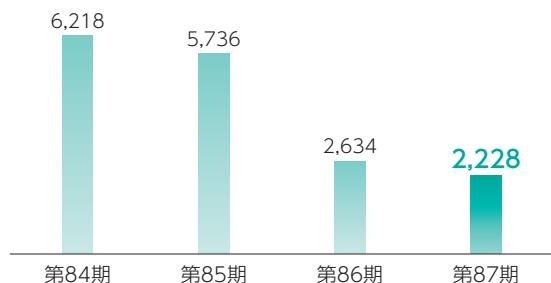
経常利益

(単位：百万円)



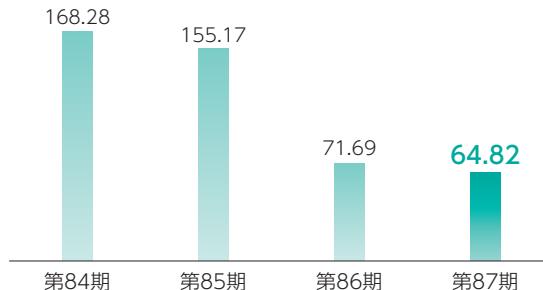
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	栄研生物科技（中国）有限公司
所在地	中国 上海市
資本金	1,316百万円
当社の 議決権比率	100.0%
主な事業内容	検査薬の製造販売
当社との関係	主に当社検査薬の加工生産及び検査薬の仕入、製造販売を行っております。

会社名	EIKEN MEDICAL AMERICA INC.
所在地	米国 テキサス州
資本金	72百万円
当社の 議決権比率	100.0%
主な事業内容	検査薬の販売
当社との関係	主に当社検査薬の仕入、販売を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、「EIKEN ROAD MAP 2030」及び中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）に基づき、以下の重点課題に取り組んでまいりました。

①がんの予防・治療への貢献

2024年9月と11月に『遺伝子解析プログラムMINtS Analyzer』および『MINtS肺癌マルチCDxライブラリー調整試薬キット』の製造販売承認を取得し、同年12月に保険適用となりました。これにより非小細胞肺癌コンパニオン診断を目的としてEGFR遺伝子変異、ALK融合遺伝子、BRAF遺伝子変異（V600E）の検出および抗悪性腫瘍薬の適用判定補助の使用可能となりました。コンパニオン診断システムの普及に向けさらに活動を促進してまいります。

また、便潜血検査では採便容器に使用する緩衝液を改良し、ヘモグロビンの安定性および抗体との反応性の向上に成功しました。この改良緩衝液は市場にも展開されており、高温環境下における郵送検診を可能としました。今後さらなる郵送スクリーニング体制の拡充と受診率の向上を推進してまいります。

②感染症撲滅・感染制御への貢献

LAMP法を用いた結核検査システム（TB-LAMP）が、2023年にナイジェリア連邦共和国において巡回健診による積極的結核患者スクリーニングプログラムとして大規模に採用されました。この取り組みは継続されており、2024年度においても拡大が進められております。

また、結核対策への貢献にとどまらず、マラリアやNTDs（顧みられない熱帯病）にも注目し感染症撲滅にむけた活動を継続していきます。

③ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供

2023年に、便中カルプロテクチン測定試薬に「クローン病の病態把握の補助」を目的とした使用（臨床的意義）が薬事承認されました。これにより、非侵襲的な便検査でクローン病の病態を把握できる新たな選択肢として注目され、2024年度も国内の医療機関への導入が進みました。

海外におきましても欧米を中心にカルプロテクチン検査の活用が広がりました。海外市場においてもさらなる展開と拡大を推進してまいります。

「EIKEN ROAD MAP 2030」では、上記事業活動を推進するうえで不可欠となる経営戦略として、「人を活かした活力ある企業」及び「地球環境と調和した事業活動」を掲げております。これらを実現するうえでは、その基礎として当社グループ（子会社を含む）のガバナンスを一層強固にする必要があり、引き続きその改善に努めてまいります。

当社グループは、引き続き上記の重点施策の推進を図るとともに、経営基盤の強化及び人財にフォーカスした経営を推進し、持続的な成長と着実な収益性の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、臨床検査薬の総合メーカーとして、体外診断用医薬品、医療機器など臨床検査をフルにサポートする製品を取り揃えております。

また、食品微生物検査用試薬、環境微生物検査用試薬、そして各種検査に対応する検査用器具・器材といった産業関連製品も充実しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

栄研化学株式会社	本社	東京都台東区
	野木事業所 (研究所・工場・商品管理センター)	栃木県下都賀郡野木町
	那須事業所 (研究所・工場)	栃木県大田原市
	営業部	札幌・仙台・東京・横浜・名古屋 京都・大阪・広島・高松・福岡
	欧州支店	オランダ (アムステルフェーン)
栄研生物科技 (中国) 有限公司		中国 (上海市)
EIKEN MEDICAL AMERICA INC.		米国 (テキサス州)

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
702 (349) 名	▲55 (+5) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
700 (347) 名	▲13 (+7) 名	41歳5ヵ月	14年5ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

■ 事業報告

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 123,900,000株
- ② 発行済株式の総数 38,541,438株
- ③ 株主数 5,732名
- ④ 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,891	15.23
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	32,286	9.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	20,097	6.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	17,034	5.10
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	16,208	4.85
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	13,620	4.08
第一生命保険株式会社	11,000	3.29
NAVF SELECT LLC	8,579	2.57
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	8,227	2.46
日本生命保険相互会社	7,992	2.39

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,127,632株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	33,795	11
社外取締役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第1回新株予約権 (2007年6月21日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 440.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2007年7月10日から 2027年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第2回新株予約権 (2008年6月12日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 369.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2008年7月9日から 2028年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第3回新株予約権 (2009年5月19日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 336.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2009年7月10日から 2029年7月9日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第4回新株予約権 (2010年5月18日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 346.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2010年7月9日から 2030年7月8日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第5回新株予約権 (2011年5月18日)	90個	普通株式 9,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 410.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2011年7月9日から 2031年7月8日まで	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 2人	—
第6回新株予約権 (2012年5月17日)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 422.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2012年7月10日から 2032年7月9日まで	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 13,000株 保有者数 3人	—

事業報告

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第7回新株予約権 (2013年5月16日)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 718.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月10日から 2033年7月9日まで	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 13,000株 保有者数 3人	—
第8回新株予約権 (2014年5月16日)	240個	普通株式 24,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 702.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月9日から 2034年7月8日まで	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3人	—
第9回新株予約権 (2015年5月18日)	280個	普通株式 28,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 965.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月10日から 2035年7月9日まで	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 4人	—
第10回新株予約権 (2016年5月18日)	210個	普通株式 21,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 950.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月9日から 2036年7月8日まで	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 4人	—
第11回新株予約権 (2017年6月14日)	254個	普通株式 25,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,488.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月11日から 2037年7月10日まで	新株予約権の数 254個 目的となる株式数 25,400株 保有者数 5人	—
第12回新株予約権 (2018年6月14日)	201個	普通株式 20,100株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 2,081.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月13日から 2038年7月12日まで	新株予約権の数 201個 目的となる株式数 20,100株 保有者数 5人	—

事業報告

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第13回新株予約権 (2019年6月18日)	204個	普通株式 20,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,542.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年7月12日から 2039年7月11日まで	新株予約権の数 204個 目的となる株式数 20,400株 保有者数 5人	—
第14回新株予約権 (2020年6月16日)	233個	普通株式 23,300株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,309.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2020年7月10日から 2040年7月9日まで	新株予約権の数 233個 目的となる株式数 23,300株 保有者数 6人	—
第15回新株予約権 (2021年6月16日)	386個	普通株式 38,600株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,719.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2021年7月9日から 2041年7月8日まで	新株予約権の数 386個 目的となる株式数 38,600株 保有者数 9人	—
第16回新株予約権 (2022年6月17日)	381個	普通株式 38,100株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,551.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2022年7月8日から 2042年7月7日まで	新株予約権の数 381個 目的となる株式数 38,100株 保有者数 10人	—

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の保有状況については、取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)の欄に総数を記載しております。

2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、本分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数及び該当する新株予約権の1株当たりの払込金額は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び執行役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
和田 守 史	取締役会長 監査委員	
納 富 継 宣	取締役兼代表執行役社長 指名委員、報酬委員	
渡 一	取締役兼専務執行役 経営管理統括部長	
箱 崎 幸 也	取締役 監査委員	特定非営利活動法人国際緊急医療・衛生支援機構理事長
石 井 潔	取締役 指名委員長、報酬委員	(株)協和精機 社外取締役
中 村 規代実	取締役 監査委員長	弁護士 オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー 日本甜菜製糖(株) 社外取締役
藤 吉 彰	取締役 報酬委員長、指名委員	Heartseed(株) 社外監査役
松 竹 直 喜	取締役 監査委員	(株)カズ・コーポレーション代表取締役
原 田 直 道	常務執行役 営業統括部長	
神 田 秀 俊	常務執行役 研究開発統括部長	
瀬 川 雄 司	執行役 営業統括部マーケティング室長	
森 安 義	執行役 営業統括部海外企画営業室長	栄研生物科技(中国)有限公司董事長
土 居 通 寿	執行役 生産統括部長兼生産管理室長 信頼性保証室長	
古 橋 弘 康	執行役 生産統括部野木工場長	
定 本 伸 也	執行役 内部監査室長	
高 橋 哲 也	執行役 営業統括部販売推進室長	

- (注) 1. 箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 2. 監査委員である松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査委員会の職務を補助するために監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。また、監査委員は、業務執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 箱崎幸也氏、石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づく損害賠償責任の限度額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び執行役の報酬等

1) 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議により、取締役及び執行役の個人別報酬を決定しております。

当事業年度の当社役員の報酬等の額は、2024年6月19日開催の報酬委員会により十分審議のうえ、決議しております。

イ 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。

ロ 具体的方針

取締役及び執行役の報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の割合は、50%：30%：20%をモデルケースとしております。ただし、実際の支給額の割合は個人別に異なる場合があります。なお、2022年11月18日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議したことに伴い、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬のみとしております。

具体的には以下のとおりであります。

a 固定報酬

固定報酬は取締役・執行役の別、役位及び職務の内容に応じて一定の額を毎月支払います。

b 業績連動報酬

業績連動報酬は常勤の取締役・執行役に対して支給し、毎期の持続的な業績改善へのインセンティブとして、当事業年度の連結売上高・連結営業利益の目標達成度及び前年度からの改善度、並びに当社が重視する経営指標であるROEを評価指標として、総額を決定いたします。さらに執行役に対しては、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築への取り組みなど、財務的な業績数値では測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるため、個人別に設定した担当職務の目標達成度を評価し、支給します。2024年3月期の評価指標の目標及び実績は以下のとおりであります。

評価指標	2024年3月期	
	目標(注)	実績
連結売上高(百万円)	42,000	40,052
連結営業利益(百万円)	5,380	3,377
ROE(%)	8.4	5.6

(注) 2024年3月期の業績評価は、2023年4月28日付で公表した数値目標としております。

c 譲渡制限付株式報酬

取締役及び執行役に対して、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を強く意識して取り組むために、インセンティブを明確にするとともに、株主の皆様と株主価値を共有することを目的とし、2022年11月18日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

対象となる取締役及び執行役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、あらかじめ定められた一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれます。

当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬の状況は、「2(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載の通りです。

事業報告

2) 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

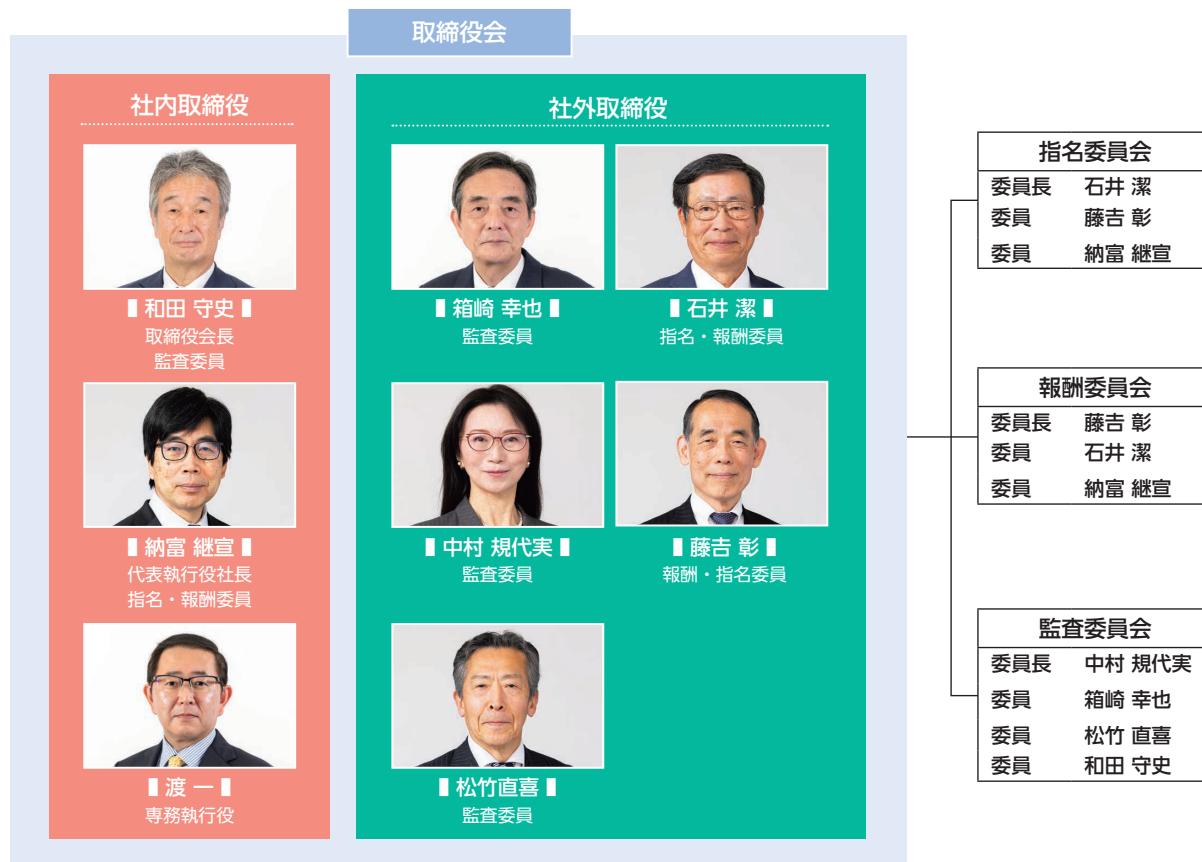
当事業年度においては、計9回の報酬委員会を開催しております。2024年5月及び6月の報酬委員会では、執行役を兼務する取締役及び執行役について、前事業年度の会社業績、各執行役の業績目標の達成状況、社外取締役による執行役評価並びに執行部門から提出された「部門目標進捗管理表」及び「業績評価シート」に基づき、定量・定性両面の観点において討議を行いました。討議の結果、報酬委員会での検討・合意に基づき決定された当年度の個人別の報酬は、各執行役の前年度業績への貢献に対する評価及び当社の中長期的な成長に向けた取り組みへの動機付けとして適切であると考え、当該方針に沿うものであると報酬委員会にて判断したものです。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	99 (51)	90 (51)	2 (-)	6 (-)	8 (5)
執行役	262	109	91	61	10

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分したうえで、それぞれの報酬等の総額に含めております。
2. 執行役の支給額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。

当社機関構成について



指名委員会	
委員長	石井 潔
委員	藤吉 彰
委員	納富 継宣

報酬委員会	
委員長	藤吉 彰
委員	石井 潔
委員	納富 継宣

監査委員会	
委員長	中村 規代実
委員	箱崎 幸也
委員	松竹 直喜
委員	和田 守史

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職と当社との関係
前記「①取締役及び執行役の状況」表の記載のとおりであります。
他の法人等との間には、取引関係等はありません。
- 2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
 - イ 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
 - ロ 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族関係者ではありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
 - イ 当事業年度中に開催された取締役会及び各委員会への出席状況
(出席回数／開催回数、「－」は担当外の委員会)

氏名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
箱崎 幸也	22/22	4/4	1/1	－
石井 潔	22/22	－	8/8	9/9
中村 規代実	22/22	6/6	－	－
藤吉 彰	22/22	2/2	7/7	9/9
松竹 直喜	22/22	6/6	－	－

- (注) 1. 箱崎幸也氏は2024年6月25日付で指名委員会を退任したため指名委員会については退任前の出席状況、また同日付で監査委員会に就任したため、監査委員会については就任後の出席状況となります。
2. 藤吉彰氏は2024年6月25日付で監査委員会を退任したため監査委員会については退任前の出席状況、また同日付で指名委員会に就任したため、指名委員会については就任後の出席状況となります。

ロ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・箱崎幸也氏は、医師として専門的な知識・経験及び医療業界に関する高い見識に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。監査委員会では取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要と判断した案件等につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機能の維持・強化に貢献しております。
- ・石井潔氏は、企業の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。また、指名委員会委員長として、透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に適宜必要な助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。報酬委員会では役員報酬体系の見直しや業績連動報酬算出に用いる業績目標の設定・評価に関する討議において適宜助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。
- ・中村規代実氏は、弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、コンプライアンスやガバナンスの強化の観点から適宜適切な発言を行い、コーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会では取締役及び執行役の職務執行の監査

を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要と判断した案件等につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機能の維持・強化に貢献しております。

- ・藤吉彰氏は、大手製菓企業において研究開発、海外事業、IR等に携わり、その経験を通じて培われた経営、医薬品業界に関する高い見識、投資家との対話経験等に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場から経営に関して助言・勧告を行っております。また、報酬委員会委員長として、役員報酬体系の見直しや業績連動報酬算出に用いる業績目標の設定・評価に関する審議を主導し、経営人事機能の強化に貢献しております。指名委員会委員では、透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に適宜必要な助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。
- ・松竹直喜氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知識・経験に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場で経営に関して助言・勧告を行っております。また、監査委員会委員として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視が必要とした案件等につき、適法性及び妥当性の観点から協議を行い監査機能の維持・強化に貢献しております。

4) 各委員会の役割及び当事業年度における活動

イ 監査委員会

・役割

監査委員会は、社外取締役3名、社内取締役1名の合計4名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。監査委員会では、監査の基本方針・実施計画に関する事項、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等を決定しております。また、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。

監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性を確保しております。監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。

・当事業年度における活動

監査委員会を6回開催し、監査委員会規則に基づき経営管理統括部、生産統括部、品質管理部門等の各部門から定期的に報告を受けるほか、代表執行役との意見交換や、会計監査人との情報交換を通じてガバナンスやリスクマネジメントが適切に機能していることを確認してきました。監査委員会の事務局を担っている内部監査部とは内部統制制度の一層の整備並びに運用の監査及び業務監査を進めてまいりました。また、経営環境をめぐるリスクについて調査・分析を行い、執行部門・取締役会と情報の共有を行うとともにリスクへの即応体制を確認するなどガバナンスの一層の強化に努めました。これらの活動を通じて当事業年度においては、取締役及び執行役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実は認められませんでした。監査委員会は、監査の実効性と制度の向上を図るため、内部監査部、会計監査人と連携を行い、企業価値の向上を目指し、社会からの信頼に応えるためにより強固なガバナンスを推し進めるための監査を引き続き行っております。

□ 指名委員会

・役割

指名委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。指名委員会では、取締役指名基準を踏まえ株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

取締役の過半数を業務執行とは独立した社外取締役が占めており、将来にわたり継続して適切な社外取締役を選任していくことが重要となります。社外取締役候補者の選任においては、中立性・独立性を十分考慮したうえで、取締役会として多様な視点から監督機能を発揮できるようスキルマトリクスを作成し、バランスのとれた取締役構成となるよう人選の検討を進めております。また、代表執行役の選解任について指名委員会にて候補者を事前検討のうえ、取締役会に上程するものとしております。あわせて代表執行役の後継者の選定、育成についても指名委員会が監督・助言を行うこととしており、指名委員会の重要ミッションのひとつと位置づけております。

・当事業年度における活動

指名委員会を8回開催し、取締役候補者案、代表執行役候補者案並びにその後継候補者の育成などについて検討、議論を行いました。主要な活動成果は以下のとおりです。

社外取締役の今後の就退任に関してシミュレーションを行い、その結果も踏まえ、取締役会の多様性、継続性や人材確保の観点から社外取締役のサクセッションプランについて検討しました。また社内取締役ならびに社内執行体制についても若返りや女性登用も含め、サクセッションプランの検討を進めました。また、次期代表執行役後継者候補に関して、取締役会との意見交換も踏まえつつ選定作業を進め、代表執行役候補者の取締役会への上程を行いました。今後とも将来の経営幹部候補の育成は会社成長を左右する重要事項として位置づけており、経営幹部のサクセッションプランの作成、育成計画について引き続き意見交換を進めてまいります。

ハ 報酬委員会

・役割

報酬委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。報酬委員会では、取締役及び執行役に対する個人別報酬の決定に関する方針及び個人別報酬等を決定しております。

報酬決定の基準は、当社の業績向上への意欲を高め、株主価値の向上に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、社会水準等を考慮のうえ設定しております。現在の報酬体系は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬」を組み合わせたものとしており、社外取締役は固定報酬のみとしております。

- ・ 当事業年度における活動
 - 報酬委員会を9回開催し、二つの重点テーマに取り組みました。
 - a 取締役及び執行役の報酬構成
 - 執行役の報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬」で構成され、「基本報酬」、「業績連動報酬」、「譲渡制限付株式報酬」の割合について、50%：30%：20%をモデルケースとし、執行役が株主と同じ視点で株価と企業価値の向上を目指す意識をより高めるための報酬体系に見直しています。また、「譲渡制限付株式報酬」の付与対象を社外取締役へ拡大することについても、執行役の報酬体系見直しの議論とあわせて検討を進めております。
 - b 目標設定の内容及び方法の改善
 - 執行役の目標設定について、単年度の業績目標とは別に、社外取締役の意見・課題認識も加えて、経営構想「EIKEN ROAD MAP2030」の実現と中期経営計画の達成に向けて執行役が取り組むべき、改革を主眼とした中長期の目標をより明確に定め、実現に向けた取り組みを年度別に設定して、積極的に推進することを促す設定としました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積等を確認し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である栄研生物科技（中国）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下の方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当する。

2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。内部監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けたときは、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。
- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。
- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保するとともに、必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。
また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自律性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置する。これらの委員会を通じて企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査委員会の職務の執行

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。

- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保しており、転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定しております。

- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保しております。

- 4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に従い、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告を行っております。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会（当期22回開催）など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議（当期4回開催）において、各部門から報告を受けております。

なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けております。

- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、当社監査委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っております。

- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、監査委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査合同会議（当期4回開催）により各部門から報告を受けて監査の実効性が確保されていることを確認しており、監査業務を行っております。

監査委員会は、当期6回開催され、監査委員相互の情報交換を行っております。監査委員会は、会計監査人から定期的（当期8回開催）に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行っております。

② 執行役の職務の執行

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（「文書管理規程」等）に従い、執行役の業務執行に係る情報である経営会議議事録及びその関連資料、その他重要な情報・文書である稟議書、契約書等について、保存期間を設定し、適切に保存しております。これらの文書については、必要に応じて閲覧できるようにしております。

- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、社内規則（「栄研グループ・リスク管理規程」）に従い、当社グループの事業推進に伴う損失の危険について、各々のリスク管理・コンプライアンス委員会（当期2回開催）で継続的に把握・管理しております。

- 3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規則（「取締役会規則」等）により当社グループ経営の基本方針に係る重要事項につき意思決定のルールを明確化しており、取締役会を当期22回開催し、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。業務執行については、社内規則（「執行役規則」及び「職務権限規程」）に基づき、各執行役が迅速かつ円滑に業務執行を行い、経営会議を当期12回開催し、執行状況を報告しております。これに対して、取締役会は、年度経営計画に基づく四半期ごとのモニタリング等を通じて、当社グループの業績管理を実施し、業務執行の効率性を継続的に監視しております。

- 4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の職務執行状況について、当社経営会議及び取締役会に報告を行っております。

- 5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社内規程（「栄研グループ・グローバル行動規準」、「栄研グループ・コンプライアンス規程」、「職務権限規程」）に従い、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行っております。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会及びリスク管理・コンプライアンス推進委員会で、企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的な勢力、団体に対しては、毅然とした態度を貫き、断固として対決いたします。「栄研グループ・グローバル行動規準」にこの基本的な考え方を定め、取締役、執行役、従業員がこの行動規範を遵守するよう徹底しております。

反社会的な勢力、団体に関する対応部門を設け、警察、弁護士等外部専門機関との連携の強化を図り、組織的に適切な対応を行います。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針とし、具体的には、連結配当性向30%以上の配当を目標として掲げておりました。

今回、株主の皆様への株主還元のさらなる強化を図るため、「連結配当性向30%以上」の目標に代えて、株主還元における指標を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向とし、「総還元性向50%以上」を目指すことを決定いたしました。

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開による持続的な企業価値の向上を経営目標に掲げるとともに、株主の皆様に対する継続的な利益還元を経営上の最重要施策の一つとして位置付け、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。上記方針を踏まえ、株主の皆様に対する利益還元の強化を目的として、「総還元性向50%以上」を目指します。これらの剰余金の配当の決定機関については、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり27円とさせていただきます。すでに2024年12月2日に1株当たり26円の間配当金をお支払しておりますので、年間配当金といたしましては1株当たり53円となります。

次期の1株当たり配当金につきましては、普通配当金として、中間配当金29円、期末配当金29円を予定しております。内部留保につきましては、中長期的な視点にたつて、経営基盤の強化を目指して研究開発や設備投資及び経営効率の向上のための投資等に有効活用してまいります。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	31,532
現金及び預金	9,873
受取手形、売掛金及び契約資産	10,928
電子記録債権	812
リース投資資産	377
商品及び製品	4,576
仕掛品	2,140
原材料及び貯蔵品	1,783
その他	1,045
貸倒引当金	△7
固定資産	30,840
有形固定資産	22,121
建物及び構築物	11,585
機械装置及び運搬具	1,869
工具、器具及び備品	929
土地	1,928
リース資産	208
建設仮勘定	5,600
無形固定資産	670
投資その他の資産	8,048
投資有価証券	408
関係会社株式	900
長期預金	3,000
退職給付に係る資産	1,787
繰延税金資産	374
その他	1,601
貸倒引当金	△23
資産合計	62,372

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,376
支払手形及び買掛金	5,251
電子記録債務	3,238
リース債務	428
未払法人税等	401
資産除去債務	121
賞与引当金	671
その他	4,264
固定負債	4,397
社債	3,000
リース債務	1,038
資産除去債務	16
その他	342
負債合計	18,773
(純資産の部)	
株主資本	42,734
資本金	6,897
資本剰余金	7,892
利益剰余金	34,700
自己株式	△6,756
その他の包括利益累計額	505
その他有価証券評価差額金	0
為替換算調整勘定	338
退職給付に係る調整累計額	166
新株予約権	358
純資産合計	43,598
負債純資産合計	62,372

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額	
売上高		40,539
売上原価		24,027
売上総利益		16,512
販売費及び一般管理費		13,512
営業利益		2,999
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	3	
受取賃貸料	12	
受取賠償金	64	
受取補償金	12	
業務受託料	30	
補助金収入	31	
為替差益	1	
その他	66	235
営業外費用		
支払利息	17	
自己株式取得費用	3	
その他	15	36
経常利益		3,198
特別利益		
投資有価証券売却益	49	49
特別損失		
固定資産除売却損	6	
子会社事業構造改善費用	250	256
税金等調整前当期純利益		2,991
法人税、住民税及び事業税	701	
法人税等調整額	62	763
当期純利益		2,228
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,228

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,892	35,801	△5,686	44,904
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,799		△1,799
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,228		2,228
自己株式の取得				△2,672	△2,672
自己株式の処分			38	35	73
自己株式の消却			△1,567	1,567	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,100	△1,069	△2,170
当期末残高	6,897	7,892	34,700	△6,756	42,734

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に係る 調整累計額		
当期首残高	35	353	319	708	358	45,971
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,799
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,228
自己株式の取得						△2,672
自己株式の処分						73
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△35	△15	△152	△202	-	△202
連結会計年度中の変動額合計	△35	△15	△152	△202	-	△2,373
当期末残高	0	338	166	505	358	43,598

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 2社
 栄研生物科技（中国）有限公司
 EIKEN MEDICAL AMERICA INC.
- ② 非連結子会社の数及び名称
 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 関連会社の数及び名称 1社
 ナノティス株式会社
 新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
 該当事項はありません。
- ③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
 持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、栄研生物科技（中国）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算（仮決算）を実施する方法によって作成しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

（市場価格のない株式等以外のもの） 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（市場価格のない株式等） 主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

連結計算書類

- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7年～40年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検取した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検取時点において収益を認識しております。

ロ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

連結計算書類

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,576百万円
仕掛品	2,140百万円
原材料及び貯蔵品	1,783百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産を収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額

■ 連結計算書類

が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、過去の品目別の平均消費または販売数量を基に、将来消費または販売される数量を見積り、使用期限または出荷期限までに販売できないと見込まれる棚卸資産については営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産として、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げしております。さらに、回転期間が一定期間を超える場合は、将来の消費または販売予測を個別に見積り、収益性の低下が認められた場合は、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げしております。

なお、市場環境の変化により、将来消費または販売される数量及び将来の消費または販売予測が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額101百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ65百万円減少しております。

連結計算書類

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	10,721百万円
電子記録債権	810百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,293百万円

(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 97百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 40,300百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	40,041,438株	一株	1,500,000株	38,541,438株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少1,500,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,443,508株	1,217,919株	1,533,795株	5,127,632株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,217,919株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加で1,217,200株、単元未満株式の買取りによる増加110株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加で609株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少1,533,795株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少で1,500,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少で33,795株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月9日 取締役会	普通株式	899	26	2024年3月31日	2024年6月7日	利益剰余金
2024年10月31日 取締役会	普通株式	900	26	2024年9月30日	2024年12月2日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月13日 取締役会	普通株式	902	27	2025年3月31日	2025年6月6日	利益剰余金

連結計算書類

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2007年6月21日 取締役会決議分	2008年6月12日 取締役会決議分	2009年5月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	8,000株
新株予約権の残高	40個	40個	80個
	2010年5月18日 取締役会決議分	2011年5月18日 取締役会決議分	2012年5月17日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,000株	9,000株	13,000株
新株予約権の残高	80個	90個	130個
	2013年5月16日 取締役会決議分	2014年5月16日 取締役会決議分	2015年5月18日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	13,000株	24,000株	28,000株
新株予約権の残高	130個	240個	280個
	2016年5月18日 取締役会決議分	2017年6月14日 取締役会決議分	2018年6月14日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,400株	20,100株
新株予約権の残高	210個	254個	201個
	2019年6月18日 取締役会決議分	2020年6月16日 取締役会決議分	2021年6月16日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,400株	23,300株	38,600株
新株予約権の残高	204個	233個	386個
	2022年6月17日 取締役会決議分		
目的となる株式の種類	普通株式		
目的となる株式の数	38,100株		
新株予約権の残高	381個		

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取引権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は満期時において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資及び事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*)	時 価 (百万円) (*)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	300	281	△18
②その他有価証券	83	83	－
(2) 長期預金	3,000	3,004	4
(3) 社債	(3,000)	(2,991)	8
(4) リース債務(*3)	(1,466)	(1,473)	△6
(5) デリバティブ取引(*4)	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

連結計算書類

- (*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価額のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	25
関係会社株式	900

- (*3) リース債務は流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。
- (*4) デリバティブ取引
為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております（上記 (*1) 参照）。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	83	—	—	83
資産計	83	—	—	83

連結計算書類

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	281	－	281
長期預金	－	3,004	－	3,004
資産計	－	3,285	－	3,285
社債	－	2,991	－	2,991
リース債務	－	1,473	－	1,473
デリバティブ取引	－	－	－	－
負債計	－	4,465	－	4,465

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらは元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。なお、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

連結計算書類

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりです。
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	海外	合計
便潜血検査用試薬	6,441	6,499	12,941
免疫血清検査用試薬 (便潜血検査用試薬除く)	9,312	287	9,599
尿検査用試薬	2,908	1,712	4,620
微生物検査用試薬	4,439	62	4,501
生化学検査用試薬	573	—	573
器具・食品環境関連培地	1,949	11	1,960
遺伝子関連（装置含む）	876	1,103	1,980
医療機器関連（遺伝子以外）・その他	3,089	1,033	4,123
顧客との契約から生じる収益	29,589	10,710	40,300
その他の収益	239	—	239
外部顧客への売上高	29,829	10,710	40,539

(注) ロイヤリティ収入は、便潜血検査用試薬、尿検査用試薬及び遺伝子関連（装置含む）にそれぞれ含まれております。

その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。

当社は、卸売業者から病院等に納品をした実績に基づき、当社が卸売業者に販売した金額と卸売業者が病院等に販売した金額との一定の差額を卸売業者への販売額から事後に値引を行います。また、あらかじめ定めた品目と算定基準に従い卸売業者に割戻を行います。値引及び割戻は過去の実績等に基づく最頻値法を用いて算定しております。取引価格に値引や割戻等の変動性のある金額が含まれている契約については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。顧客への返金が見込まれる金額はその他の流動負債に返金負債を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

連結計算書類

② ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。

契約一時金及びマイルストーン収入は原則として契約で定められた金額を収益としており、ランニング・ロイヤリティは、顧客から計算対象期間の売上高等の報告を受け、それに契約で定められた料率を乗じて算出しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

履行義務の充足する通常の時点と収益を認識する通常の時点につきましては、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,242百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,532百万円
契約負債（期首残高）	62百万円
契約負債（期末残高）	97百万円

契約負債は、主に海外顧客への製品及び商品の販売における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、61百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,294円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の持分譲渡)

2025年5月13日開催の取締役会にて当社連結子会社である栄研生物科技(中国)有限公司(以下、「栄研中国」)の全持分を譲渡することを決議しました。

(1) 持分譲渡の理由

栄研中国は、2004年の設立以来、比較的安価な労働コストを利用した来料加工を行い、当社グループの製造原価の削減に貢献してきました。しかし、近年、特に上海における人件費や原材料の輸送費用が高騰し、収益性が低下してきました。また、様々なカントリーリスクも懸念されることから、今後の製品ポートフォリオを見直した結果、栄研中国での来料加工を当社の野木工場に集約することで生産の効率化を図れること、栄研中国を経由して販売していた当社製品を当社の直接販売にすることで経営効率が向上することから、栄研中国の持分を譲渡することが当社の企業価値向上に資すると判断いたしました。

(2) 今後の見通し

譲渡候補先との交渉を進めており、詳細は決定しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

栄研化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栄研化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2025年5月23日

栄研化学株式会社 監査委員会

監査委員 中村 規代実 ㊞

監査委員 箱崎 幸也 ㊞

監査委員 松竹 直喜 ㊞

監査委員 和田 守史 ㊞

(注) 監査委員 中村規代実、箱崎幸也及び松竹直喜は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,988	流動負債	14,300
現金及び預金	9,332	買掛金	5,257
売掛金	10,928	電子記録債務	3,238
電子記録債権	812	リース債務	428
リース投資資産	377	未払金	1,251
商品及び製品	4,585	未払費用	215
仕掛品	2,140	未払法人税等	401
原材料及び貯蔵品	1,783	返金負債	407
前払費用	265	契約負債	97
その他	768	預り金	47
貸倒引当金	△7	賞与引当金	671
固定資産	31,583	資産除去債務	121
有形固定資産	21,826	その他	2,163
建物	10,552	固定負債	4,360
構築物	784	社債	3,000
機械及び装置	1,861	リース債務	1,001
車両運搬具	7	資産除去債務	16
工具、器具及び備品	918	その他	342
土地	1,928	負債合計	18,661
リース資産	173	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,600	株主資本	43,551
無形固定資産	487	資本金	6,897
特許権	5	資本剰余金	7,892
ソフトウェア	469	資本準備金	7,892
その他	12	利益剰余金	35,517
投資その他の資産	9,269	利益準備金	338
投資有価証券	408	その他利益剰余金	35,179
関係会社株式	972	圧縮記帳積立金	51
出資金	0	オープンイノベーション促進積立金	225
関係会社出資金	1,316	別途積立金	4,330
破産更生債権等	20	繰越利益剰余金	30,572
長期前払費用	118	自己株式	△6,756
長期預金	3,000	評価・換算差額等	0
前払年金費用	1,545	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	450	新株予約権	358
リース投資資産	865	純資産合計	43,910
その他	595	負債純資産合計	62,571
貸倒引当金	△23		
資産合計	62,571		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		40,483
売上原価		24,161
売上総利益		16,321
販売費及び一般管理費		13,273
営業利益		3,048
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	3	
受取賠償金	64	
受取補償金	12	
業務受託料	30	
為替差益	14	
補助金収入	31	
その他	59	222
営業外費用		
支払利息	4	
社債利息	12	
自己株式取得費用	3	
コミットメントフィー	7	
その他	7	36
経常利益		3,233
特別利益		
投資有価証券売却益	49	49
特別損失		
固定資産除売却損	6	6
税引前当期純利益		3,276
法人税、住民税及び事業税	701	
法人税等調整額	61	762
当期純利益		2,514

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 準 備 金	本 金	利 準 備 金	益 備 金	その他利益剰余金		
						圧縮記帳積立金	オープンイノベーション促進積立金	別途積立金
当期首残高	6,897	7,892	338	54	-	4,330	31,608	
事業年度中の変動額								
圧縮記帳積立金の取崩				△3			3	
オープンイノベーション促進積立金の積立					225		△225	
剰余金の配当							△1,799	
当期純利益							2,514	
自己株式の取得								
自己株式の処分							38	
自己株式の消却							△1,567	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△3	225	-	△1,035	
当期末残高	6,897	7,892	338	51	225	4,330	30,572	

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△5,686	45,434	35	358	45,828
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩					-
オープンイノベーション促進積立金の積立					-
剰余金の配当		△1,799			△1,799
当期純利益		2,514			2,514
自己株式の取得	△2,672	△2,672			△2,672
自己株式の処分	35	73			73
自己株式の消却	1,567				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			△35		△35
事業年度中の変動額合計	△1,069	△1,883	△35	-	△1,918
当期末残高	△6,756	43,551	0	358	43,910

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|------------------|--|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ロ. 子会社株式・関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ハ. その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- | | |
|-------------------|--|
| イ. 商品、製品、原材料及び仕掛品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ロ. 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	7年～40年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

■ 計算書類

- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 製品及び商品の販売
製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。
- ② ロイヤリティ収入
ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上高または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針 当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
 - ヘッジ手段…為替予約
 - ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金
- ③ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

■ 計算書類

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,585百万円
仕掛品	2,140百万円
原材料及び貯蔵品	1,783百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額101百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ65百万円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,318百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	一百万円
② 短期金銭債務	6百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	18百万円
② 仕入高	335百万円
③ 営業取引以外の取引高	一百万円

計算書類

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,443,508株	1,217,919株	1,533,795株	5,127,632株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,217,919株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加で1,217,200株、単元未満株式の買取りによる増加110株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加で609株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少1,533,795株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少で1,500,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少で33,795株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	41百万円
賞与引当金	205百万円
研究開発費	191百万円
株式報酬費用	112百万円
賞与引当金に係る社会保険料	33百万円
棚卸資産評価損	250百万円
貯蔵品在庫	2百万円
資産除去債務	42百万円
その他	104百万円
繰延税金資産 小計	983百万円
評価性引当額	△7百万円
繰延税金資産 合計	976百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△487百万円
圧縮記帳積立金の積立	△23百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債 合計	△526百万円
繰延税金資産の純額	450百万円

計算書類

9. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	栄研生物 科技(中国) 有限公司	(所有) 直接100	役員の兼任 当社検査薬の加工生産及び当社 検査薬の仕入、製造販売	当社検査 薬の加工 生産及び 仕入 (注)	335	買掛金	6
				当社検査 薬・機器 の販売 (注)	18	売掛金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して個別に協議のうえ、一般取引と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,303円42銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円17銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の持分譲渡)

「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

栄研化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栄研化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに会計監査人から当該内部統制の監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 会社はグループガバナンスを一層強固にするため引き続きその改善に努めることとしており、監査委員会では、その取り組みの進捗状況を継続的に監視及び検証しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2025年5月23日

栄研化学株式会社 監査委員会

監査委員 中村 規代実 ㊞

監査委員 箱崎 幸也 ㊞

監査委員 松竹 直喜 ㊞

監査委員 和田 守史 ㊞

(注) 監査委員 中村規代実、箱崎幸也及び松竹直喜は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
「ベルサール八重洲」Room「D+E」 電話：03（3548）3770（代表）



日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



交通

- ① JR線・東京メトロ丸ノ内線 東京駅八重洲北口【徒歩3分】
- ② 東京メトロ東西線・銀座線 日本橋駅 A7 出口【直結】
- ③ 都営地下鉄浅草線 日本橋駅 A7 出口【直結】

近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



スマートフォンで
左記のQRコードを読み取ると
Googleマップにアクセスいただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。